

# 山梨県公報

号外第二十二号

令和五年

三月三十一日

金 曜 日

## 目 次

### 選挙管理委員会

- 山梨県議会議員一般選挙の執行……………一
- 山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者……………二
- 山梨県議会議員一般選挙において山梨県選挙管理委員会書記が駐在して職務する場所……………二
- 山梨県議会議員一般選挙において候補者等が山梨県選挙管理委員会にする届出等の受付場所……………三
- 山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時……………三
- 山梨県議会議員一般選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所……………四
- 山梨県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示することができる日……………五
- 山梨県議会議員一般選挙において開票事務を選挙会事務に併せて行う選挙区……………五
- 山梨県議会議員一般選挙における選挙長の事務を行う場所(十六件)……………五
- 山梨県議会議員一般選挙における選挙区の選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時(十六件)……………七

## 選挙管理委員会

### 山梨県選挙管理委員会告示第二十九号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律(令和四年法律第八十四号)第一条第一項の規定により山梨県議会議員一般選挙を次のとおり執行する。

令和五年三月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

一 選挙の期日 令和五年四月九日

## 二 選挙すべき議員の数

選挙区	議員数
西八代郡・南巨摩郡	三人
中巨摩郡	一人
南都留郡	二人
甲府市	九人
富士吉田市	二人
都留市・西桂町	二人
山梨市	二人
大月市	一人
韮崎市	一人
南アルプス市	三人
北杜市	二人
甲斐市	三人
笛吹市	三人
上野原市・北都留郡	一人
甲州市	一人

中央市

一人

**山梨県選挙管理委員会告示第三十号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和五年三月三十一日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 小宮山 博

選挙区名	選挙長		職務代理者	
	住所	氏名	住所	氏名
西八代郡・南巨摩郡	山梨県甲府市	鈴木 政孝	山梨県甲府市	西巻 真人
中巨摩郡	山梨県甲州市	小宮山 博	山梨県甲府市	久保島 佐季子
南都留郡	山梨県南アルプス市	中込 敏彦	山梨県甲府市	井筒 慎太郎
甲府市	山梨県甲府市	志村 文武	山梨県甲府市	三井 和子
富士吉田市	山梨県富士吉田市	渡邊 正衛	山梨県富士吉田市	三枝 正満
都留市・西桂町	山梨県都留市	酒井 利光	山梨県都留市	内野 一洋
山梨市	山梨県山梨市	若月 茂樹	山梨県山梨市	三澤 信仁
大月市	山梨県大月市	相馬 茂	山梨県大月市	泉 公雄

中央市	山梨県中央市	橋戸 昭三	山梨県中央市	藤原 晴人
甲州市	山梨県甲州市	瀧澤 康雄	山梨県甲州市	金丸 清人
北都留郡	山梨県上野原市	小侯 季廣	山梨県上野原市	浅川 一宏
上野原市・北都留郡	山梨県上野原市	向山 和夫	山梨県上野原市	坂下 嘉和
北都留郡	山梨県上野原市	河野 修	山梨県上野原市	坂本 美夫
北杜市	山梨県北杜市	福田 紘	山梨県北杜市	保坂 昌志
甲斐市	山梨県甲斐市	坂本 美夫	山梨県甲斐市	山梨県南アルプス市
南アルプス市	山梨県南アルプス市	保坂 昌志	山梨県南アルプス市	雨宮 勝己
山梨市	山梨県山梨市	山梨市	山梨市	山梨県山梨市
山梨市	山梨県山梨市	山梨市	山梨市	山梨県山梨市

**山梨県選挙管理委員会告示第三十一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙における市の選挙区（都留市・西桂町選挙区及び上野原市・北都留郡選挙区を含む。）において、山梨県選挙管理委員会書記が駐在して職務する場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県選挙管理委員会  
委員長 小宮山 博

選挙区名	選挙管理委員会書記が駐在して職務する場所
甲府市	山梨県甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市役所
富士吉田市	山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十七番十五号 富士吉田市選挙管理委員会事務所

都留市・西桂町	山梨県都留市上谷二丁目一番一号 都留市役所
山梨市	山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所西館
大月市	山梨県大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所
韮崎市	山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所
南アルプス市	山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所
北杜市	山梨県北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市役所
甲斐市	山梨県甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市役所竜王庁舎
笛吹市	山梨県笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市役所本館 (令和五年四月一日から同月八日までの間にあっては、山梨県笛吹市石和町市部八百九番地一 笛吹市役所市民窓口館)
上野原市・北都留郡	山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所
甲州市	山梨県甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市役所
中央市	山梨県中央市臼井阿原三百一番地一 中央市役所

**山梨県選挙管理委員会告示第三十二号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙において、候補者等が山梨県選挙管理委員会に於ける届出等の受付場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

届出事項等

受付場所

選挙事務所設置（異動）届 出納責任者選任（異動）届 選挙運動事務員等の届 選挙運動用ビラの届 選挙運動の公費負担の届	郡の選挙区にあっては、山梨県選挙管理委員会事務局 市の選挙区（都留市・西桂町選挙区及び上野原市・北都留郡選挙区を含む。）にあっては、当該市の市役所（ただし、富士吉田市にあっては、富士吉田市選挙管理委員会事務局）
選挙運動に関する収支報告書	山梨県選挙管理委員会事務局

**山梨県選挙管理委員会告示第三十三号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙における各選挙区の選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

選挙区名	場 所	日 時
西八代郡・南巨摩郡	山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁	令和五年四月十一日 午前九時三十分
中巨摩郡	山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁	令和五年四月十一日 午前十時
南都留郡	山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁	令和五年四月十一日 午前十時三十分
甲府市	山梨県甲府市青沼三丁目五番四十四号 甲府市総合市民会館	令和五年四月九日 午後九時
富士吉田市	山梨県富士吉田市新町四丁目十二番二十七号 富士吉田市立下吉田中学校屋内運動場	令和五年四月九日 午後十時三十分

都留市・西桂町	山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所	令和五年四月十日 午前十時
山梨市	山梨県山梨市上石森七百一番地 山梨市民総合体育館	令和五年四月九日 午後九時
大月市	山梨県大月市大月二丁目七番四十三号 大月市立大月東小学校屋内運動場	令和五年四月九日 午後九時十五分
斐崎市	山梨県斐崎市本町四丁目九番二号 斐崎市営総合運動場体育館	令和五年四月九日 午後九時
南アルプス市	山梨県南アルプス市飯野二千八百六十番地二 南アルプス市立白根巨摩中学校	令和五年四月九日 午後九時
北杜市	山梨県北杜市高根町村山北割百十一番地 北杜市高根体育館	令和五年四月九日 午後九時十五分
甲斐市	山梨県甲斐市篠原二千七百二十八番地二十 甲斐市竜王武道館	令和五年四月九日 午後九時
笛吹市	山梨県笛吹市八代町南四百五十七番地 笛吹市若彦路ふれあいスポーツ館	令和五年四月九日 午後九時
上野原市・北都留郡	山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所	令和五年四月十日 午前十時
甲州市	山梨県甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市役所	令和五年四月九日 午後九時
中央市	山梨県中央市下河東二千二十番地 中央市立玉穂南小学校体育館	令和五年四月九日 午後九時

**山梨県選挙管理委員会告示第三十四号**  
 令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙における選挙公報の発行について、山梨県議会の議員の選挙における選挙公報の発行に関する条例（平成三十年条例第二号）第四条第二項の規定により、その掲載の順序を定めるくじを行う日時及び場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

選挙区名	日 時	場 所
西八代郡・南巨摩郡	令和五年三月三十一日 午後五時三十分	山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地 二 山梨県南巨摩合同庁舎三階大会義室
中巨摩郡	令和五年三月三十一日 午後五時三十分	山梨県中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二 昭和町役場別棟会議室
南都留郡	令和五年三月三十一日 午後五時三十分	山梨県都留市田原二丁目十三番四十三号 山梨県南都留合同庁舎四階大会議室
甲府市	令和五年三月三十一日 午後五時十分	山梨県甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市選挙管理委員会事務局本庁舎四階
富士吉田市	令和五年三月三十一日 午後五時四十五分	山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十七番十五号 富士吉田市選挙管理委員会事務所会議室
都留市・西桂町	令和五年三月三十一日 午後五時四十五分	山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所第二会議室
山梨市	令和五年三月三十一日 午後六時	山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所西館
大月市	令和五年三月三十一日	山梨県大月市大月二丁目六番二十号 大月市

		午後六時	役所第二庁舎三階会議室
葦崎市	令和五年三月三十一日 午後五時四十五分	山梨県葦崎市水神一丁目三番一号	葦崎市役所
南アルプス市	令和五年三月三十一日 午後六時	山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番地	南アルプス市役所本館三階A会議室
北杜市	令和五年三月三十一日 午後五時十五分	山梨県北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地	一 北杜市役所西会議室
甲斐市	令和五年三月三十一日 午後五時三十分	山梨県甲斐市篠原二千六百十番地	甲斐市役所竜王庁舎本館三階大会議室
笛吹市	令和五年三月三十一日 午後五時三十分	山梨県笛吹市石和町市部七百七十七番地	笛吹市役所本館二〇一会議室
上野原市・北都留郡	令和五年三月三十一日 午後五時四十五分	山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地	上野原市役所二階庁議室
甲州市	令和五年三月三十一日 午後五時三十分	山梨県甲州市塩山上於曾千八十五番地	甲州市役所本庁舎二階第二会議室
中央市	令和五年三月三十一日 午後六時	山梨県中央市白井阿原三百一番地	中央市役所本館二階防災対策室一

**山梨県選挙管理委員会告示第三十五号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第十項において準用する同条第五項の規定により、公職の候補者がポスターを掲示することができる日は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

ポスターを掲示することができる日 令和五年三月三十一日

**山梨県選挙管理委員会告示第三十六号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙において、甲府市選挙区、富士吉田市選挙区、山梨市選挙区、大月市選挙区、葦崎市選挙区、南アルプス市選挙区、北杜市選挙区、甲斐市選挙区、笛吹市選挙区、甲州市選挙区及び中央市選挙区の開票の事務は、選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和五年三月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮山 博

**山梨県議会議員一般選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の西八代郡・南巨摩郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区

選挙長 鈴木 政 孝

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

（令和五年三月三十一日 午前八時三十分から午後五時までの間）  
 山梨県南巨摩郡富士川町鯉沢七百七十一番地二 山梨県南巨摩合同庁舎

**山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の中巨摩郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区

選挙長 小宮山 博

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

（令和五年三月三十一日 午前八時三十分から午後五時までの間）  
 山梨県中巨摩郡昭和町押越五百四十二番地二 昭和町役場

**山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の南都留郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区

選挙長 中 込 敏 彦

山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

(令和五年三月三十一日 午前八時三十分から午後五時までの間にあっては、山梨県都留市田原二丁目十三番四十三号 山梨県南都留合同庁舎)

**山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲府市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区

選挙長 志 村 文 武

山梨県甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市役所

**山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の富士吉田市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区

選挙長 渡 邊 正 衛

山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十七番十五号 富士吉田市選挙管理委員会事務所

**山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の都留市・西桂町選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区

選挙長 酒 井 利 光

山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所

**山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の山梨市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区

選挙長 若 月 茂 樹

山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所西館

**山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の大月市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区

選挙長 相 馬 茂

山梨県大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所

**山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の韮崎市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区

選挙長 雨 宮 勝 己

山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所

**山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の南アルプス市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区

選挙長 保 坂 昌 志

山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所

**山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の北杜市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区

山梨県北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市役所  
選挙長 福田 紘

**山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲斐市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区

選挙長 坂本 美夫

山梨県甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市役所竜王庁舎

**山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の笛吹市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区

選挙長 河野 修

山梨県笛吹市石和町市部七百七十七番地 笛吹市役所本館

**山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の上野原市・北都留郡選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区

選挙長 村松 滝夫

山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所

**山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲州市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区

選挙長 岩下 洋

山梨県甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市役所

**山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区選挙長告示第一号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の中央市選挙区における選挙長の事務を行う場所は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区

選挙長 松村 みどり

山梨県中央市白井阿原三百一番地一 中央市役所

**山梨県議会議員一般選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区選挙長告示第二号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の西八代郡・南巨摩郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙西八代郡・南巨摩郡選挙区

選挙長 鈴木 政孝

一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二 日時 令和五年四月六日 午後五時二十分

**山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区選挙長告示第二号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の中巨摩郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙中巨摩郡選挙区

選挙長 小宮 山博

一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二 日時 令和五年四月六日 午後五時四十分

**山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区選挙長告示第二号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の南都留郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、

第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙南都留郡選挙区

選挙長 中 込 敏 彦

一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県庁

二 日時 令和五年四月六日 午後六時

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲府市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙甲府市選挙区

選挙長 志 村 文 武

一 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目十八番一号 甲府市役所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時五分

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の富士吉田市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙富士吉田市選挙区

選挙長 渡 邊 正 衛

一 場所 山梨県富士吉田市下吉田五丁目二十七番十五号 富士吉田市選挙管理委員会

二 日時 令和五年四月六日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の都留市・西桂町選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第

二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙都留市・西桂町選挙区

選挙長 酒 井 利 光

一 場所 山梨県都留市上谷一丁目一番一号 都留市役所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の山梨市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙山梨市選挙区

選挙長 若 月 茂 樹

一 場所 山梨県山梨市小原西八百四十三番地 山梨市役所西館

二 日時 令和五年四月六日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の大月市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙大月市選挙区

選挙長 相 馬 茂

一 場所 山梨県大月市大月二丁目六番二十号 大月市役所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙韮崎市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の韮崎市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次の

とおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙

選挙長 雨宮 勝己

一 場所 山梨県韮崎市水神一丁目三番一号 韮崎市役所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時三十分

**山梨県議会議員一般選挙南アルプス市選挙区選挙長告示第二号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の南アルプス市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙

選挙長 保坂 昌志

一 場所 山梨県南アルプス市小笠原三百七十六番地 南アルプス市役所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時三十分

**山梨県議会議員一般選挙北杜市選挙区選挙長告示第二号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の北杜市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙

選挙長 福田 紘

一 場所 山梨県北杜市須玉町大豆生田九百六十一番地一 北杜市役所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時三十分

**山梨県議会議員一般選挙甲斐市選挙区選挙長告示第二号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲斐市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙

選挙長 坂本 美夫

一 場所 山梨県甲斐市篠原二千六百十番地 甲斐市役所竜王庁舎

二 日時 令和五年四月六日 午後五時三十分

**山梨県議会議員一般選挙笛吹市選挙区選挙長告示第二号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の笛吹市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙

選挙長 河野 修

一 場所 山梨県笛吹市石和町市部八百九番地一 笛吹市役所市民窓口館

二 日時 令和五年四月六日 午後五時三十分

**山梨県議会議員一般選挙上野原市・北都留郡選挙区選挙長告示第二号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の上野原市・北都留郡選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙  
山梨県議員一般選挙

選挙長 村松 滝夫

一 場所 山梨県上野原市上野原三千八百三十二番地 上野原市役所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時三十分

**山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区選挙長告示第二号**

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の甲州市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙甲州市選挙区

選挙長 岩下 洋

一 場所 山梨県甲州市塩山上於曾千八十五番地一 甲州市役所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時三十分

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区選挙長告示第二号

令和五年四月九日執行の山梨県議会議員一般選挙の中央市選挙区において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第二項、第四項及び第五項の規定により選挙立会人を定めるくじを行うべき場所及び日時は、次のとおりである。

令和五年三月三十一日

山梨県議会議員一般選挙中央市選挙区

選挙長 松村 みどり

一 場所 山梨県中央市臼井阿原三百一番地一 中央市役所

二 日時 令和五年四月六日 午後五時三十分